

37 個人への金銭配当が行われても適格現物分配となるのはなぜか？

Q 現物分配については、法人株主に現物を分配し、個人株主へ金銭配当をした場合でも法人株主への現物分配は適格現物分配として簿価承継されると解説されています。このような処理が認められる理由は何ですか。

A 適格現物分配は、資産の移転を受ける法人株主が現物分配法人との間に完全支配関係がある内国法人のみである場合について、適格組織再編成と位置づけられました。

組織再編成の趣旨からは、法人株主のみへの配当の場合に限り認められるはずですが、同時に個人への配当が行われると、それは組織再編成とはいえず、非適格現物分配として時価承継となるのが正しい処理と思えます。

しかし、個人株主がいても、配当優先株を利用したり、基準株制度を利用する、あるいは個人株主に金銭分配請求させる、などの手法により法人のみが現物分配を受け、個人株主に金銭配当が行われても、法人株主への現物分配は適格要件を満たすものとして、帳簿価額による承継が認められると解説されています。

グループ法人税制は、資本等取引には簿価承継、売買等の譲渡には時価承継として譲渡損益の繰延べを採用することで、グループ内における資産の移転について、恣意性を排除し、同一の取引には同一の課税関係を目指しました。

そのため、個人に金銭を配当する場合でも、法人株主への移転は、帳簿価額による承継を強制することで、課税関係を選択することを否定しているのです。

(白井 一馬 (税))

子会社から親会社への分割型分割に継続保有要件が必要な理由とは？ 38

Q 親会社が子会社から受ける適格現物分配や親会社が子会社を適格合併する場合には、継続保有要件が課されません。どうして、子会社から親会社への適格分割型分割では、未だに継続保有要件が課されるのでしょうか。

A 一言で言えば、法制上の建付けの違いによるものです。

親会社が子会社を吸収合併する場合、合併対価がそもそも交付されませんが、たとえ交付されても、子会社が消滅する以上、対価の親会社株式は行きどころがありません。

また、適格現物分配では、対価の株式交付がありませんから、継続保有要件を課する意味がありません。あくまでも、資産と株式による二重保有構造の結果、二重の含み損益を悪用されるのを防止することが継続保有要件の意味です。

これに対して、分割型分割では、子会社から親会社への資産移転でも対価の交付が禁止されていません。交付しないことは可能ですが、あくまでも交付省略形に過ぎないとの整理です。

つまり、子会社は、親会社から対価として親会社株式を受け入れ、存続することになり、資産と株式による二重保有構造が生じてしまいます。無対価で交付省略とされれば、交付した自己の株式を、親会社は現物配当で自己株式として受け入れることになりますが、一旦、資産と株式の二重保有状態が生じます。

分割型分割の本質が、部分合併だと見る平成13年度税制改正の視点から見れば、明らかに不整合な処理ですが、会社法の法制上の建付けをできるだけ生かすのが、18年度改正以来の方向性ということなのでしょう。

ただ、常に法制に税制が対応し切れるかを考えると、将来的には、子会社から親会社への分割型分割も継続保有要件を放棄せざるを得なくなるかもしれません。

(濱田 康宏 (税・会))